

【商品概要説明書】

横浜信用金庫

後見制度支援預金（一般用）・後見制度支援預金（決済用）

（令和6年4月1日現在）

1. 商品名	よこしん後見制度支援預金（一般用）	よこしん後見制度支援預金（決済用）
2. 販売対象	・個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方が対象です。	
3. 期間	・特に期間の定めはありません。	
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 ・1円以上 ・1円単位	
5. 払戻方法	・随時払戻しができますが、家庭裁判所の「指示書」の提出が必要です。	
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 毎日の店頭表示の普通預金利率を適用します。 ・年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・1年を365日とする日割計算（毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として利息を計算します。）	・利息はつきません。
7. 税金	・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われるお利息等には復興特別所得税が課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・マル優の利用はできません。	・利息がないので税金はかかりません。
8. 手数料	・管理手数料はかかりません。 ・定額自動送金については所定の基本手数料をいただきます。 当金庫内宛ての振込手数料は無料、他行宛ては所定の振込手数料を別途いただきます。	
9. 付加できる特約事項	・指示書の指示内容による取扱いのみとなります。	
10. 中途解約時の取扱い	———	
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ（大型液晶ディスプレイ）または窓口へご照会ください。	———
12. リスクに関する事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金（当座預金、決済用普通預金及び別段預金の一部）を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して1,000万円までとその利息等が保護されます。	・預金保険制度により全額保護されます。

後見制度支援預金（一般用）（決済用）

このまちの未来をともにつくる



<p>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120 - 828 - 833）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 神奈川県弁護士会（電話：045 - 211 - 7716）、東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 5524 - 5671）にお問い合わせください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
<p>14. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金等の自動支払および給与、年金等の自動受取としての指定はできません。